⑷　自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、法第35条第１項に基づく特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

⑸　地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

⑹　市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

⑺　生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

３　鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。

なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合においては、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努めるものとする。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

⑴　森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha（北海道にあっては20,000ha）ごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

①　多様な鳥獣が生息する地域

②　鳥獣の生息密度の高い地域

③　植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

1)　天然林

2)　林相地形が変化に富む地域

3)　渓流又は沼沢を含む地域

4)　餌となる動植物が豊富な地域

⑵　大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

①　猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

②　暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

③　地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

⑶　集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第１項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。

①　現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

②　かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

⑷　集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。

⑸　希少鳥獣生息地の保護区

Ⅰ第二―１⑴に定める希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

⑹　生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努めるものとする。

⑺　身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

４　特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の法第29条第７項第４号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進めるものとする。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努めるものとする。なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとするとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。

⑴　森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の２分の１以上の地区につき、それぞれの面積の10分の１以上を指定するよう努めるものとする。